

第7章 障がい者スポーツ・芸術文化活動に関する事項

1 障がい者スポーツの振興

スポーツは、障がい者にとって健康の保持増進及び身体的機能の回復・向上だけでなく、明るい希望と勇気を養うものであり、自立と社会参加を図るうえで大きな役割を果たしており、平成23年8月施行の「スポーツ基本法」の基本理念では、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と定められています。

平成29年10月に本県で開催した第17回全国障害者スポーツ大会における成果や、近年注目されている障がいの有無にかかわらず一緒に楽しむことができるe-スポーツの推進など、障がい者スポーツを通じた障がい者の社会参加や活躍をさらに推進するため、次の取組みを行います。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
1 パラトップアスリート及び次世代パラアスリート支援者数(補助)		25		25		25
2 障がい者スポーツサポートバンク登録者数		200		200		200
3 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業【再掲】	16	405	19	2,905	16	405
(1)県障がい者スポーツ大会開催事業	—	—	3	2,500	—	—
(2)障がい者スポーツ講習事業	15	375	15	375	15	375
(3)障がい者スポーツ指導員養成事業	1	30	1	30	1	30

※3年度の「県障がい者スポーツ大会開催事業」は、新型コロナウイルス感染症予防のため休止し、規模を縮小し開催予定の全国大会への派遣選考記録会のみを実施します。また、5年度の数等は、次期愛媛県スポーツ推進計画で検討します。

2 芸術文化活動の振興

芸術文化を創造し、享受することは、障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであり、地域において、障がい者の芸術文化活動を通じた交流等を促進することは、障がいへの理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築するため、重要なことです。

国においては、芸術文化活動の振興を図るため、平成30年6月に「障害者による

文化芸術活動の推進に関する法律」を施行、平成 31 年 3 月に「障害者文化芸術活動推進基本計画」を策定しました。

本県では、令和元年 6 月に、障がい者の芸術文化活動を総合的に支援する拠点として「県障がい者アートサポートセンター」を設置し、同年 10 月、12 月に初の取組みとなる「障がい者芸術文化祭」を開催しており、引き続き、障がい者の芸術文化活動を支援し、生きがいづくりと社会参加を一層促進していくため、次の取組みを行います。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
1 障がい者芸術文化祭（ステージ発表等）への出演者数	1	80	1	80	1	80
2 障がい者芸術文化祭（アート展）への出展数※	1	315	1	315	1	315
3 芸術・文化講座開催等事業（視覚障がい者文化祭・一般教養講座）【再掲】	10	500	10	500	10	500

※実利用者数欄は、展示作品数を記載しています。